

ペイトン会計学の基本問題 (一)

— 資本化に関する若干の問題点 —

古 賀 実

(一) ま え が き

真に企業の利益となって、企業資本の一部になし得るかどうかは、損益計算の眼目となる所であり、財産計算に直接影響するものであり、利益の配当額決定、課税額決定の直接の資料ともなるのであるから、企業の事業主も出資者も重大なる関心を寄せるのも当然である。ペイトン博士の最も重視する会計記録の真実性も畢竟するにここに関連している。運転資本、即ち資金の流出入の実態を經理せんとする試みもここに関連しているものである。また本質的に物価騰貴の傾向を持つ資本主義経済体制下において、この現象を会計に反映させんとすることも、他の一つの試みである。これらの資本化への寄与の合理性の程度如何をペイトン博士の見解を基軸として論ぜんとするのが本稿の目的とする所である。これらは皆会計学上の重要問題を荷っているものであることは、いまさらいふまでもない所である。

(二) 増価の処理について

本項の主なる資料

- (1) The significance and treatment of appreciation in the account: Twentieth Annual Report of the Michigan Academy of Science, 1918.
- (2) Principles of Accounting, 1918. Chapters X, XX, XXI.

会計記録を受ける事柄は経済的事象なのであるから、会計記録上の事柄に

種々の経済的な因果関係が現われてくるのは、不可避のことというべきである。ことに自由経済下においては価値は変動を受けるものであり、従って価値の貨幣的表示である会計上の価額も変動を受けることになる。ここに、会計上の最大の問題と難点が存するともいえるであろう。経済学と会計学との双方に若き頃から関心の深かったペイトン氏は、この問題を若き頃から真剣に考えていたようで、1918年博士が28才のとき、ミシガン州科学アカデミー (the Michigan Academy of Science) の年報 (Annual Report) 誌に掲載された博士の論文「会計記録上の増価の意義と取扱い」 (The significance and treatment of appreciation in the account) はこの問題に対する博士意欲的な取組みを示したもので、今日に至るまでの博士のこの問題についての基本理念が確立を示したと見てよいようである。尚、同じ1918年にラッセル・A・スティーヴンソンとの共著になった「会計学原理」 (Principles of Accounting) 第20章に上記論文の趣旨は余す所なく取り入れられ、同著第10章及び21章にも補充的に論述されており、この問題についての博士の熱意と力の入れようが明瞭に覗かれる。これらの資料によって、この問題について博士の示した論点と見解とを次に論述する。

(一) およそ価額変動の取扱いに関する経理方針を決定するには、会計の機能と目的とに関する正当なる認識が第一義的に重要である。特に、取引については、それが、(1)仕入、販売その他の交換活動、(2)費用と収益の発生との二つに分類できることを明確に把握しておくことが必要である。

(二) 会計記録上の増価に対する反対論には納得できる根拠のあるものはない。また、法廷の判決で、減価 (depreciation) を認めることにまったく反対がないことを考えるときに、財貨の価値は減少することを認めるならば増加することも認めるのが経済の本則に叶うことにもなろう。このことに関連して示唆深い次の事実を提言したい。1909年にハットフィールド教授 (Prof. Hatfield) がその著「近代会計学」 (Modern Accounting) において、減価償却が費用として計上できるものかどうかをきめるには、裁判所の判例

と会計学者の意見とを徴しなければならないと述べたが、その後相当の年月を閲してから、営業費の要件として現金の支出は関係なき事柄であることが定まったのである。

(三) 減価償却による資本の回収は、取替原価に達しないのがむしろ通例であり、従って増価は減価償却額の修正を促すことになる。このことを卑近な例で説明すれば、営業用自動車を当初耐用年数 15 年のつもりで買い入れたが、その後材料費や労賃が昂騰すれば、経営者はその自動車を大事に扱って 20 年使用できるようにするであろう。かくて、増価を認めることは、減価償却の大目標である資本の維持と関連して認識すべきものであることがわかるであろう。

(四) 増価は生産能率の向上に貢献しないから、これを認むべきでないとする増価反対論がある。これは経済学的に言えば、効用と価値との混同を起しておるものであり、また、会計は経済的な事柄を取扱うものなることを見落しているものである。特定の土地が自らの関係する業務外の原因で騰貴して、製品の価格に影響を及ぼしてきたら、生産の合理化に努めるか、または低価の土地へ移転すべきである。これが資本主義的発展の法則というものである。工場の敷地の価格がその敷地の存在する都市の発展のために昂騰しているのを無視して原価による記帳を固守するのも不合理であり、非实际的というべきであろう。モントゴメリ (Montgomery) のように、原価主義を主張し、その理由として地価の騰貴の如何にかかわらず、土地本来の役割と目的とは、なんら価値の変動はないとしているのは論理上筋が通っているが、会計記録は、経済的な事柄を表示するものであることを無視している。ただモントゴメリも、土地の増価記帳は税金の加増を招くから、企業にとってはむしろ損失になると指摘した反対論はもっともだとして、これに賛意を表している。

(五) 当期業績主義損益計算論の立場からは、会計記録の増減措置は正しいというべきである。これについて次の事例を挙げて説明しよう。1914 年に、

X社のA取締役は、世界大戦による営業えの大打撃があったにもかかわらず、素材を二箇月に亘って買い込んだ。その年の終りに商売が少し良くなり、素材の価格が騰貴し、Aが買い込んだ素材の量を今買うには、20万弗も余分に払わねばならぬほどになった。それにもかかわらずX社はAの表示方針をきらってAを解雇し、新たにB取締役を採用した。1915年に入っても好景気は継続し、Bの新しい方針で、X社は莫大な利益を表示したが、利益のうちの20万弗は、前年度にAが先見の明をもって買い込んだ賜であったのである。この事例において、当期業績主義損益計算法に従えば、素材の増価20万弗は、これを1914年度の収益勘定に貸記すべきことになる。

(六) 近代の企業は、所有者がしばしば変わる例が少なくないことを考えて、事実の克明な記録をする会計方針をとらないと不公平な結果を招く虞れがあることを考えるとき、増価はこれを是認すべきだとの立場をとらざるを得ない。近代企業の所有者、出資者、債権者の変動はむしろ激しいのが実態である。これらの企業関係者には、彼らの関係した企業のありのままの発展と結び付いた処遇をするのが公平に合する。この意味で、事実の克明な記帳こそ最高度に強調せらるべきであり、さもないと、ある企業関係者は偶然に得をし、他のある企業関係者は偶然に損をするというような経営の怠慢に直接由来する不公平な処遇に陥ることになる。

(七) 通常の営業に基づく成果と投機による成果との間に生じ得べき原価差額を増価とすべき場合がある。この差額を営業利益と当期総利益との差額であると見ることには問題があり、営業利益を投機的事業から完全に切り離した形式的な営業だけの成果と考えるのは妥当でないと思われる。次の事例によってこのことを解明しよう。仕入価額10万弗の商品が市価11万弗に騰貴した場合に、1万弗の増価は、当期総利益の増価と考えらるべきだが、売価を構成する他の諸掛による増価分、例えば減価償却や特別修繕費などによる増価分は営業の一般管理に基づくものと考えらるべきである。このように、取得原価を超過する増価分の中には、通常の営業に基づくものと、それ以前の

外部的要因に基づくものとの二要素が存することを考えるときに、営業利益の一般的概念には、手続的要素よりも経済的要素に重心があることを知るべきである。そして損益計算を明確にするためには、損益の期間配分を明瞭にする必要があり、いま上の事例に従って、商品1万弗の増価が1914年に見られたときは、同年の商品勘定に1万弗の借記を行ない、同時に増価益勘定に同額の貸記を行なうべきである。もしこの増価益勘定の記入が同年になされないで、翌1915年になされることになることになると、この兩年のいずれの年も正確な利益計算がなされないことになる。

(八) 会計の真実性保持の立場から増価を看過するのは間違っているというべきである。資産の過小評価は秘密積立金を招来するが、資産が事実上増価しているのにこれを計上しないことも秘密積立金を招来することになることを失念してはならない。減価にせよ増価にせよ、会計処理の対象となる事実の変動を見落すことなく記録することは、会計学上基本的に肝要な事柄である。これに関連し、増価に関して用役の資本化による増価と棚卸の場合の増価とを截然区別する注意が肝要である。一例をあげると、一組50仙の素材を買い増しの際一組60仙になったとしたら、そこに一組10仙の増価がある訳だが、これを棚卸価額として一組80仙に表示することがある。このような場合、買替価額で表示されることであれば、なんら利益を含むことにはならないのであって、従って手持の資産を増価するのは利益を見越しているときめてかかるのは間違っている。

(九) 増価は、「未実現利益」であることをもって、これを否認する理由とはならない。なぜならば、会計は推計乃至推定の前提に立って成立しており、この前提を認めないとすれば、未実現の利益を前提とする見越勘定は一切認められないことになり、現代の発展段階の経済社会の取引の経理上はなほだ不便きわまりないものになってしまう。利益の実現主義を固執する考え方は、利益は認識できるということでは足りず現金化されなければ実現とみなされないとする謬見と根本において同じである。また、評価は結局は推計

あるいは推定によるものである。資産の棚卸にしても、減価償却にしても、結局は推計なのである。従って、増価が未実現利益になるから認められないとする考え方は誤っている。

(H) 原価は投資者の犠牲であるから、これを極力重視すべきで、これから離れた金額の表示をすべきでないとする考え方に基づく増価反対論があるが、これに対する批判を次に述べる。貨幣価値の変動は外部的事情で生ずるものであり、例えば、1910年に10万弗の貨幣が投資されたが、これが1917年には14万弗に騰貴したとする場合、その投資者の1910年の犠牲は10万弗であったが、1917年になれば、その犠牲は14万弗になることを意味することを思うと、この反対論は間違っていることがわかる。評価する時点での価額こそ投資者にとり正しい犠牲の測定基準となるべきである。別の事例として、米国の州際商業委員会 (Interstate Commerce Commission) の公示したものを次に挙げる。トン当り30弗の70封度軌条をトン当り40弗の90封度軌条に取り替えることになった場合、前者の70封度軌条の取替価額が35弗とすれば、取替による軌条の実際のトン当り増価は10弗なのに5弗増価の記帳となるとするのである。この場合の投資者の犠牲は、実際よりトン当り5弗少なく表示されることになって、投資者の犠牲をあらわす原価の正しい表示とはならない。何か新しい建設をする場合には、現在価額で記帳されるが、財貨の取換の段になると、取得価額で記帳する慣習があるが、これは首尾一貫しないやり方で、投資者に対しても大衆に対しても公正を欠くことになる。高値の年になされた建設工事は高値に従った記帳をなし、同じ年に沢山の取替をしても、財貨の増価が認められず、改良された財貨が用いられた場合に増価の一部の引当金が認められるに過ぎないのは片手落ちというべきであろう。

(I) 財産が増加する形態になっても、配当金の支出ができない限り、増価とは認めがたいとする意見があるが、これに対する批判を次に述べる。この見解は、利益というからには流動資産でなければならないとする謬見と軌を

一にするものである。配当金を出すには短期手形の振出などで確保できるのである。株主が出資額に絶対に手をつけて貰いたくない気持であれば、純利益の全額を配当することが必要になり、それは、これを現金化することによって実現可能である。現金化された利益が期末になって設備や商品に化してしまっていることがあるにしても、配当を現金有高とのみ結び付けるのは誤りで、配当高は、現金勘定ではなく純利益、一般債権その他の財政状態の表示に基づいてきめられるのが原則である。

(四) 増価は、インフレの道を開くことになり、企業経営者に気儘な表示をさせることになり易いから、認むべきでないとする反対論がある。この反対論の見解が間違っていることを次に述べる。この反対論者は保守主義と隠蔽主義とを厳然と区別してかかっていない。保守主義を固執すれば資産の過小評価を招き、得意先に不利な影響を及ぼすことになるかも知れない。廃棄した機械類や什器備品に対し事実上いずれも明白に数千弗の価値があるのに名目価額一弗しかつけないのに、正確な計算方法で増加した資産の価額に対しては、正確な計算方法によったものとして、これをそのまま容認するやり方は首尾一貫していないものというべきである。また、その価額を確定することのできる資産の価額を確定しないでおくのは、如何なる点から考えても、正しいとはいえない。

以上十二項目の論点についての結論として博士は次のように述べている。どの方向にせよ価額の変動を継続的に記録しようとしても、実際にはできるものではない。増価する項目は、減価償却を含む一切の見越項目が計上された期末にのみ記録すべきものである。残高試算表の各項目の金額は全面的に修正しなければならないが、高低いずれの方向えでも内容的に既にわかった修正を加えるのは、それを部分的に行なうことに比し、技術的に難易の差はない。勘定体系が立派にできている場合の当期の価額変更を記録するに当たっては、日々の利益額が確定し、且つ日々の貸借対照表が作成されるようであればならない。しかし、これは企業のすべての財貨と権利について継続記

録法を強いることになり問題外である。商品や素材のような項目は、日々の相場の影響を受けるものであるが、高低いずれの方向えでも、小額の変動は、これを無視するのがむしろ良き会計慣行というべきであろう。しかし、このような場合に財産の評価をするのは賛成できない。このような場合の建前としては、市価が騰貴をしていない場合は原価を採り、市価が著しく下落した場合は市価を採るのが合理的な経理であろう。

会計年度末に増価を記帳する方法はいろいろある。素材を増価する仕訳は、素材勘定に直接借記すればよい。この方法が原価を曖昧にするからいけないというのであれば、増価素材勘定を設けてこれに借記すればよい。原価を維持することを余りに固執するのは正しい態度ではない。いずれにせよ、この原価は原始記入及び前期残高に現われるものである。増価素材勘定に借記する方法は良い方法であり、同じ意味において、資産の増価を貸記する勘定があってよいはずである。即ち、会計期間に増価を見た場合には増価益勘定を設けて、これに貸記するとよい。数期間に亘って価額変更のある場合には、直接、剰余金勘定に貸記すべきである。減価が通常補助的な勘定科目で記録されると同様に、増価も、これを補助的な別勘定で処理するのが便利であろう。

以上、博士の増価論の要綱を述べたが、思うに、博士が第一に冀念している所は、会計記録の真実性である。会計の伝統的慣習、安全性の尊重も、会計記録を隠蔽することを容認してよいものではないとするのである。ここの兼ね合い乃至競合は学問的にも微妙な所であり、また実務上も難しい所である。ことに未実現利益の計上を排画することは会計学の前提とする所を無視するものであるとする所は種々の論議を生ずる所であろう。第二に博士の見解の著しき点は、経済学的理念による時価主義の主張である。即ち原価主義と関連させ、正しい犠牲とは何かということの問題にしている。もし経済学上のいわゆる犠牲が時価主義により原価主義によるよりも一層良く表示されるならば、前者は後者に優先さるべきであるとの考え方を示しているのであ

る。経済学上の犠牲は会計学上は取得原価になる訳であるが、取得原価をより正しく表わす所に左祖するという態度で、この点現実的であり合理的な見解というべきであるが、安定性のある経理という点では問題を孕んでいるというべきであろう。ことに犠牲の測定を評価する時点で行なうのは確かに合理的であり、従って実務に適していると思うが、理論上の一貫性に欠けているといえないこともない。

(三) 企業利益算定上の問題点

本項の主なる資料

- (1) Accounting and Utilization of Resources: Condensation from a paper read at the Eighth International Accountant's Congress, September, 1962.

博士は収益の算定に関し、売上利益にのみ眼を向ける態度や、税金抜きの利益を分子とし株主持分の帳簿価額を分母とする分数で算定したり、後述のキャッシュフロ (Cash flow) 方式による減価償却引当金込み純利益を算定する方法などの誤謬を指摘し、正しい収益測定の方法として次の二つをあげている。その一は、収益力を、資金を提供するすべての者 (事業主や株主のみならず、債権者や、契約上の投資者を含む) に関する総利益と企業の全財産 (一般資産の外に取得した権利をも含む) の関係として表わすものであり、他の一は、事業主持分 (株式会社では株式) に生ずる利益と、前の方法によって算出した資産から負債的要素を持ったものを控除したる事業主または株主の持分合計との関係として表示するものである。尚、特に会社では、優先株は負債的要素が強く、真の責任資本、即ち、普通株主の収益力をあらわす意味で契約上の資本 (Contractual capital) として表示するのが一般に望ましいとするものである。次に上記二方法の特長についての博士の所説を述べる。

第一の方法は、使用した財産 (resource employment) を考慮し、営業を評定する上ではすぐれている。この方法は、企業全体を対象とし、資本構成

にわずらわされず、必要資金を調達する方法の規制をも受けることなく、企業の全体的生産性の表示を求めることになり、特定部門では、明確な活動のために使用された財産の収益力を測定することにもなる。

第二の方法は、財産の使用 (resource utilization) によって得た成果並びに資本調達の方法によって受ける制限からは免れない。この説明として次にきわめて簡単な一例を挙げる。ある企業が、その使用財産の価額が1千弗で、この中、4百弗は5分利附の出資者の提供によるもので、6百弗は事業主の持分を構成し、利子以外の一切の控除をしたる毎年の利益を70弗とする。この場合に、この企業の収益率は $\frac{70}{1,000}$ 、即ち7パーセントとなり、事業主の収益率は $\frac{50}{600}$ 、即ち、 $8\frac{1}{3}$ パーセントとなる。この事業主の収益率は、資金の主要担当者である事業主個人並びに出資者にはきわめて重要性を持つのであるが、内部的な持分の取引 (trading on the equity) にもなるので、企業の生産性を十分に測定することにはならない。

自由競争の資金市場では、将来の持分の現価 (present value) は、さらに、負債的要素のある資金が調達されるときに生起する財政的負担増価の現価と相殺される所の契約上の資本価額との均衡状態に向って動いて行くものと考えられる。ただ、上記の収益力測定の方法を比較する上に一つの複雑な要素となるものは、課税対象となる収益の算定に際しての利子控除をするかどうかの点である。直接の負債性なき下位資本 (junior capital) の見地からは、租税負担に対する金融的意味から、上位株 (Senior Stock) の借入れや発行によって事業主や普通株主 (Common stock holder) の利益を増大するための資本化 (Capitalization) の措置をとることは妥当とは思われない。

利子や上位 (先順位) 配当のための控除がなされる前の純利益に基づいた収益率の算定は、その重要性は認識されながらも、実際の慣行では、従来ほとんど無視され来った。ただ公共事業の分野では使用財産に対する報酬率の概念は従来長く存し来ったのであるが、他の分野では、このような収益力測

定法は、定期的の財務諸表や会計担当者の論議にほとんどあらわれていない。しかしこの種の収益力算定は、行なわれていないのではなく、前記収益力測定の方法は、ほとんど終始一貫これに従っているのである。別言すれば、この測定法は、事業主乃至株主の持分（普通の会社では上位株と下位株との区別は存しない）の収益力測定を目的としているのである。

かくて、収益計算の具体的内容は、(1)年度の平均使用財産の算出、(2)収益の流れを種々の契約に基づく利益と事業主の利益とに割り当てること、(3)外面上利子不確定の負債の処理の三つになるが、このことを次の事例によって説明することにする。X社は、ある年度に、利子支払及び上位株式配当前の当期総利益 \$ 1,778,750 並びに普通株式に割り当てられる利益金 \$ 1,200,000 を表示した。この割り当てを行なった後の財務諸表は、年度初めの使用財産総額は 3 千万円、年度末の使用財産総額は 3 千 4 百万円なることを表示した。使用財産平均額を推定するこの手続は平均法であって、これは、日々に変動し行く財産高を一々計上し行く厄介な仕事から解放してくれるのである。尚、X社について次の資料があり、これに基づいて後記のX社利益率算出表の記録がなされた。

- (1) 「外面上利子不確定の流動負債」の増加が逐次年度中にあらわれた。
- (2) 「銀行借入金」は返済され、且つ三四半期末現在で増加した。
- (3) 「長期負債」の減少は年度中に発生した。
- (4) 年度初めに 2 百万円の現金が普通株主によって払込を受けた。尚、12 月 31 日に承認されたいわゆる「株式配当」の後に利益剰余金からの振替額が 50 万円あり、あわせて 2 百 50 万円の資本金増加を見た。
- (5) 3 月 31 日、6 月 30 日及び 9 月 30 日にそれぞれ 10 万円の普通株に対する配当が年度なかばにきまり、さらに 12 月 31 日に普通株に対し 24 万円の追加配当が決定した。上位株に対しても、正常な配当額がきまった。

X 社 利 益 率 算 出 表

	年 度 初	年 度 末	平 均	利 益
外面上利子不確定の 流 動 負 債 (1)	\$ 1,500,000	\$ 1,900,000	\$ 1,700,000	\$ 51,000
短期借入金 (4 $\frac{1}{2}$ %)	2,000,000	3,000,000	2,250,000	101,250
長期負債 (5%)	5,000,000	4,500,000	4,750,000	237,500
優 先 株 (6%)	4,000,000	4,000,000	4,000,000	240,000
上位持分の平均計			<u>\$ 12,700,000</u>	
普 通 株 持 分				
資 本 金 (帳簿類)	10,000,000	12,500,000	12,000,000	
利益剰余金 (当年 度に行なわれる一 切の修正を含む) (2)	3,000,000	3,100,000	3,420,000	
資産価額修正に基づく 調整類 (前年度利益剰 余金の修正を含む)	4,500,000	5,000,000	<u>4,750,000</u>	
普通株持分の平均計			\$ 20,170,000	
普通株に割り当てられ る 利 益 金				<u>1,200,000</u>
	<u>\$ 30,000,000</u>	<u>\$ 34,000,000</u>	<u>\$ 32,870,000</u>	<u>\$ 1,829,750</u>

(1) 利益率は平均3%とする。

(2) 利益と配当との平均の結果のすべてがこれに含まれる。本表によれば、使用財産の利益率は $\frac{1,829,750}{32,870,000}$ 、即ち、約5.57%である。普通株持分調整額の利益率は $\frac{1,200,000}{20,170,000}$ 、即ち、約5.95%である。資産の過小評価を隠蔽する修正が行なわれなければ、はるかに高い利益率となることは明瞭である。

本表は二つの点を明確に示している。その一は外面上利子不確定の流動負債の部に承認された名目的な利子収入の問題があることである。これは常に企業全体の収益力を推定するに当たっての難点となるものである。一体こういう負債性を帯びた財産は処分自由な資本なりや、また、材料費やその他の収益からの控除によって埋没されてしまう暗黙的な支払利息ありや否やの疑問がある。これは、支払利息は短期資金の貸手によって要求されるのが普通であり、また支払勘定の反対の受取勘定を割引く慣行が広く行なわれているのに鑑み、この部面に利息の要素が存するとの見解をとる方が、使用された資本総額には利子が課せられないとの考え方よりも、より合理的であるように

思われる。本表では支払利息 3 パーセントとなっているが、いずれにせよ、利益金と使用財産とが調和する計算法をとるべきである。もし支払勘定と見越債務とに関して、収益総額へ対応させることが認められないときは、これに該当する資産部分を収益算定に際して削除するのがよいと思われる。

本表が明確に示している他の一つは、普通株持分の平均額の算出に関し、資本金の千二百万弗は、年度初めの新出資額を含むが、年度末に数量の明瞭でない株式の追加発行に関して利益剰余金からの振替による資本金増加額を含まないことである。表中の利益剰余金の行の平均欄の 3 百 42 万弗の算定は、次の経路によるものである。

年度初利益剰余金		\$ 3,000,000
割り当てられる純利益の半額	(年度を通じて利益の実現が一定の型をとるものとの仮定をする)	600,000
		\$ 3,600,000
配 当 引 出 金		
初 回 の \$ 120,000 の $\frac{3}{4}$	\$ 90,000	
二 回 目 の \$ 120,000 の $\frac{1}{2}$	60,000	
三 回 目 の \$ 120,000 の $\frac{1}{4}$	30,000	
		180,000
		\$ 3,420,000

資産価額修正に基づく調整額の増加は、なんらかの調整資料を含むと思われる、当期利益の算定とともに、一般物価水準の上昇や、年度中漸次に生じ来った現存財産の増加をあらわすものと考えてよい。

以上、財産の使用 (resource employment 乃至 resource utilization) に対する収益算定に関する博士の見解の要綱を述べたが、思うに、この見解において核心となっている所に大きな一つの問題点がある。それは課税対象としての収益の算定に除して利子及び負債性を内包する上位株 (Superior stock) 乃至優先株を控除して利益率を算定すべきや否やの点である。まず利子についていえば前記の博士の論述中にもあるように、第一法で利子控

除をするのは当然のこととして了承できるが、第二法においては、利子控除をする前に収益算定をする方法に従っているというのであるが、事業主や株主の持分の収益力を測定する上に利子を控除しない前に示すことの妥当性は理解するに苦しむ。次に上位株乃至優先株については、これを負債性あるものと認めることの可否の問題である。上位株とか優先株とかは普通株よりも株主に対し、当該企業が先順位に配当をする義務を負うので、この義務に負債性を認めようとするものと認められるが、この点負債的性格が存するといえるが、通常の負債項目に比すれば、負債性は明らかに弱いのであり、普通株に対しては上位持分と称し得ても、負債項目に較べたときには下位持分の地位におかれるのであり、この立場から考えると、負債項目と普通株式との中間的位置にあるものといひ得よう。なぜなら普通株式も企業にとり配当支払の対象たる点では企業にとり負債的性格がある訳であり、この点優先株とまったく共通しているのである。博士が租税負担に対する資金調達的手段として上位株の発行の借入や発行による資本化に反対の意向を表明しているのも、上位株の持つ微妙な性格を勘案してのことであろうと察せられる。

(四) 資金会計の損益計算に与える影響

本項の主なる資料

- (1) The Cash-Flow Illusion; The Accounting Review, April, 1963.
- (2) Essentials of Accounting, 1939. pp. 801-807.
- (3) Advanced Accounting, 1951. pp. 677-694.

近年、資金の流れを体系的に把握することによって企業の財政状況を掌握せんとする会計方法、即ちキャッシュフロー (Cash flow) 会計理念が抬頭して来た。この未だ完成の域に達していない会計理念は、畢竟企業の財政に最も重要な運転資本の算定を眼目とするもので、企業会計に一つの基準を提供するものとなっている。このキャッシュフロー会計理念による損益計算論に対する博士の見解を述べるに先立って、キャッシュフローの基盤的要素を

なす資金についての博士の概念を一言する必要があるであろう。即ち「資金」(Funds)なる語は、元来、広狭二義に用いられ、広く固定資産への投資を含む一切の財務要素、あるいは固定資産の獲得のため、小払のため、固定負債の返済のための減債基金等、特定目的のために設置された資産を持つこともあれば、実際の現金を源泉としての現金資金 (Cash funds)、特定預金、有価証券等のみを指す場合もある。博士は、資金を上記広狭両概念の中間物 (Something of a compromise) と解し、企業資本の流動状態に含まれる一切の要素、即ち現金資金の拡張概念としている。従って資金は運転資金 (working fund)、流動資金 (Current fund) であることになる。

近年、米国内で、減価償却が固定資産の流動化による資本の維持強化につながるとする形式的な会計理論の下に行なわれ、その引当金の増加をもって、利益の増大とみなす考え方及びこの考え方に基づく会計処理が行なわれることに対し、博士は、これを浅薄な会計態度なりとし批判の鋭鋒を向けているが、その概要は次の如くである。

(1) 固定資産の減価償却によって、遂には新規の固定資産と取替えられることになるが、この取替えは、現金や小切手などによる現実の支出を伴なうものであるから、この支出に備える償却引当金でなければならない以上、これを単純に利益として扱うのは間違っている。

(2) 減価償却は、決して現金とか小切手とかの特定した資産の増加を来すものではないから、現実に固定資産の再取得の資産が調達されるのではない。このようなキャッシュフロー損益計算論の欠陥を是正するには次の諸点の考慮が必要であると博士は述べるのである。(1) 現金またはこれに類するもの (Cash and its equivalents) の支払いを伴なう一切の支出は、これを損費として扱い、収益と対応せしめること。(2) 収益に対応する損費として現金支出の行なわれる時期は、(イ) 当該損益期間前、(ロ) 当該損益期間、(ハ) 当該損益期間後、の三つに分けられる。固定資産の減価償却費についても、取得時期と支払期間とが異なっているときは、その損費発生の時期の認識をこの三

つの基準に照して決めるべきである。そして減価償却費の貨幣表示については、特に慎重な手続でなすことが必要である。

当期損益の計算において、収益から控除される費用は、当期に算入されるものと前期または後期に算入されるものとの二種類に分けられるが、この問題は、費用の意味を、官公庁会計や資金運用表作成に見られるような、短期負債を含めるものに拡大すれば幾分簡単になるが、そうすれば現金の概念は変わり、短期負債を設けることにより、現金支出とは別の概念になってしまうことである。ここで、キャッシュフロー損益計算論者が目ざしている所は何かを明らかにする必要がある。この論者達は、融資を受けることなく営業

(図表 I)

X社 期首期末比較残高表 (総括形)

	期 首	期 末
現金及び短期受取勘定	\$ 275,000	\$ 295,000
長期受取勘定	150,000	175,000
棚卸商品	700,000	630,000
長期貸借前払金 (償却後)	200,000	225,000
設備 (原価)	125,000	165,000
減価償却引当金 (貸方)	(50,000)	(55,000)
	<u>\$ 1,400,000</u>	<u>\$ 1,435,000</u>
流動負債	\$ 225,000	\$ 230,000
長期手形 (6%)	275,000	300,000
資本金	850,000	850,000
利益剰余金	50,000	55,000
	<u>\$ 1,400,000</u>	<u>\$ 1,435,000</u>

年間損益計算書 (収縮形)

売上及び他の収益		\$ 1,200,500
費用 (売上原価を含む)	\$ 1,017,750	
税金	95,000	1,112,750
利息計上前当期利益		\$ 87,750
支払利息		17,750
配当前当期利益		\$ 70,000
配当		65,000
利益剰余金		\$ 5,000

活動によって銀行預金残高をふやそうと思っているのか、あるいは現金、売掛金、市場性ある有価証券（購買力の一環として所有するとき）、短期負債を含む一群としての貨幣的流動資産の運用に関心を持っているのか、という疑問がある。もし後者の方だとすると、資金運用に関する問題となる。この問題を次の事例で説明することにする。X社が、いくつかの土地で家具店を経営しており、得意先への配達に使うトラック若干台、及び若干の貯蔵用並びに事務用諸設備を有し、使用建物はすべて賃貸しているものとする。前掲の図表Ⅰは、ある年度の期首と期末との勘定残高並びに損益計算書の収縮形を示すものである。

上記図表Ⅰに次の事項が附記されている。

- (1) 年間の長期受取勘定の回収高は、12万5千弗。
- (2) 年度末棚卸商品には、年度初の手持商品15万弗が含まれている。棚卸商品はすべて現金買または短期掛買で、年度末棚卸商品中の当期買入高は48万弗。
- (3) 賃借権の減価償却費2万5千弗は、費用中に含まれており、年度末に、二軒の新しい店の賃借料は、即金で支払った。
- (4) 貯蔵用並びに事務用諸設備は、以前に1万5千弗で買い入れたもので、これが当年度に廃棄され、廃棄時の償却高累計は1万弗で、これを2千弗で現金売却され、この売却損は費用に算入した。トラックも全台が以前に3万5千弗で購入したものを全台廃棄し、この償却高累計は3万弗で、これを6千弗で現金売却し、この売却益は「他の収益」中に算入した。
- (5) 新しく貯蔵用並びに事務用諸設備を買入れ、うち6万5千弗の分は、現金または短期掛買にし、2万5千弗の分は、長期支払手形にした。
- (6) 当年度費用に計上された減価償却費は4万5千弗。このうち、2万1千弗は、以前に取得された資産に対するもので、1万8千弗は当年度中に、現金または短期掛買で取得された資産に対するもので、6千弗は、当期に長期掛買で取得された資産に対するものであった。上記の状況の下において、

次の図表Ⅱの示すような資金分析ができる。

(図表Ⅰ)

X 社 年 間 資 金 分 析 表

当期以前発生の長期受取勘定回収高		\$	125,000
当期売上による現金領収高及び売掛金 (イ)			1,049,500
廃棄によって取得したる現金またはこれに類するもの (ロ)			<u>8,000</u>
当期以前及び当期の収益及び廃棄により取得したる資金		\$	1,182,500
諸経費, 税金, 支払利息の支出 (ハ)			<u>525,500</u>
配当前の資金残高		\$	657,000
配当金支払高			<u>65,000</u>
配当後の資金残高		\$	592,000
資金残高の用途			
棚卸資産の取替 (\$ 630,000 - \$ 150,000)	\$	480,000	
諸設備 {\$ 65,000 - \$ 18,000 (上に含まれたもの)}		47,000	
賃借権		50,000	
流動負債に対する流動資産の超過額の増加 (ニ)		<u>15,000</u>	<u>\$ 592,000</u>

(記号の項の説明)

(イ) 損益計算書上の売上及び他の収益		\$	1,200,500
長期受取勘定 (期末残高 \$ 175,000 - 当期回収に基づく期首残高 \$ 25,000)	\$	150,000	
廃棄による現金取得		<u>1,000</u>	<u>151,000</u>
			<u>\$ 1,049,500</u>
(ロ) 図表Ⅰの付記事項の(4)を参照のこと			
(ハ) 損益計算書上の諸経費, 税金, 支払利息		\$	1,130,500
減価償却費総額 [図表Ⅰ付記事項(6)参照]		45,000	
当期損費に入る減価償却費 [図表Ⅰ付記事項(6)参照]		<u>18,000</u>	
当期損費に算入されない減価償却費	\$	27,000	
貯蔵用並びに事務用設備の廃棄損		3,000	
賃借権償却費		25,000	
当期費用に算入されない売上商品原価 (\$ 700,000 - \$ 150,000)		<u>550,000</u>	<u>605,000</u>
			<u>\$ 525,500</u>

	期 首	期 末	差 額
(ニ) 現金及び短期受取勘定	\$ 275,000	\$ 295,000	\$ 20,000
流 動 負 債	<u>225,000</u>	<u>230,000</u>	<u>5,000</u>
現金及び受取勘定の超過額	<u>\$ 50,000</u>	<u>\$ 65,000</u>	<u>\$ 15,000</u>

上記図表及び付記解説事項を考察するに当って重要なことは、上記の分析表とキャッシュフロー方式の綿密な記帳との唯一の相異点は、前者は短期受取勘定を実際の収入として扱い、流動負債を支出と同様に扱う点にある。尚、上記の分析表は、キャッシュフロー資金運用表とも異なるもので、後者はその使用する資料と項目との取扱いに若干の違いを見せる外に、棚卸資産を非資金として扱うのである。このことは、現金の領域を最大限度にまで拡張しても、本来の棚卸資産を算入することはできないことを示す点においてキャッシュフロー損益論をなすに当って注意すべき所である。事実、正式のキャッシュフロー資金運用表を作成するに当って、資金の概念から大部分の棚卸資産を排除することについては、積極説も消極説もともに有力な状況である。

次に注目すべきことは、上記図表及び付記事項において、追加的資金は含まれておらず、長期負債または株式持分を廃棄するために資金がまったく使用されていないことで、換言すれば、この場合は企業資金の発生と使用とに限局されていることである。

ペイトン博士によれば、上記図表に示されている純利益に減価償却費を加えた利益計算を愚劣なことであると批判される。即ち、上例において純利益7万弗に償却高累計7万弗（ $\$45,000 + \$25,000$ ）を合計して14万弗とするのは、この場合においてまったく無意味なことであり、ただ簡単に損益計算書において控除される費用となるすべての支出を収益（長期受取勘定の当期回収分を含む）から控除して後に65万7千弗の残高がきまり、配当控除後に59万2千弗の流動資産が残ることにするのが正しいとするのである。そしてこの59万2千弗の金額は、棚卸資産の取替、諸設備の取替、新たな二つの賃借権の取得、流動負債に対する流動資産の超過額の増大などに充用されていることを同表は示している。このことをもっと明晰なものにするには「資金残高の用途」の項で、当期費用となった諸設備代6万5千弗全額を記入し、且つ減価償却費総額4万5千弗を費用から削除すればよいである。

う。この考え方に従えば、当期間中に現金で取得した諸設備またはその他の資産に基づいて当期減価償却費の一部を費用に計上——キャッシュフロー支持者がまったく看過する技術的な点——することになるのが望ましい。

この点に関し強調しなければならないことは、当期支出をあらわす当期減価償却費の費用計上額は、全費用計上額の中の相当な割合を占めることがしばしばあることである。このことは、諸設備が概して耐用年数が短いことに基因している面もあるが、他面比較的耐用年数の長い償却可能の資産を使用している会社が費用累増計画によって工場の費用を推定耐用年数を超過して計上することからも生ずる。これを次の例題によって解説しよう。某会社がある年度初めに原価2千万弗で、既に数年間使用した設備が相当にあり、当年度償却高が150万弗の被償却資産を保有し、第一4半期の期末に推定耐用年数10年の資産を取得するのに計550万弗を使ったとする。この場合、廃棄の際の残存価額を止揚すれば、当該年間の償却費は100万弗（550万弗の $10/55$ ）となり、第二から第四までの三4半期間の償却額は75万弗——償却可能全財産225万弗の全償却高の $1/3$ ——となろう。（この簡単な例で、棚卸費用中の減価償却費の占める割合が妥当なる場合に年間の償却高は損益計算書に計上される減価償却費の金額と一致しないことが示されている点に注意しなければならない。）

上記例題提示の主要目的は、前年度に取得されて当年度の売上商品原価は、損益計算書中の非現金費用あるいは非資金費用としての減価償却費より遙かに大なることがしばしばあることを示すことにある。前記の資金分析表中の(イ)印の項で示されている現金支出あるいは短期負債を含まない損益計算書上の費用合計60万5千弗を、当期費用に算入されないわずか2万7千弗の減価償却費及び賃借権償却と廃棄損とが算入されるとき計5万5千弗とを比較してみるとよい。博士の考えによれば、この場合に減価償却費を純利益に加算することを、営業活動によって流動資産を増加させるように思うのは間違っていることになる。前年度の工場経費と前年度の商品その他の資産

えの支出とを同質にしないことに反対論があるときには、特定年度に発生する現象を判定するに当たっての基本的要件は、出発点を明確にすることである。そして、現金支出額と当年度損益計算書の損費との関係を調べるに当たって、支出が当年度以前になされたときには、その支出の日時はもはや何等の重要な意義を持たない。過去の経費は、いつのものであろうと、今年度の経費をきめるのに一切かかわりあいのないものである。

以上、博士の資金会計論の要点となる所を述べたが、それは運転資金乃至流動資金の流出入によって企業会計の損益計算を検出することを眼目とするものであることは、前掲図表Ⅱの資金分析表を通観することによって明らかである。ここで問題となるのは、前述のように、博士の資金の概念が明確な限界を持たないことである。ここに博士に限らず資金会計論者の当面する隘路が存する訳であろうが、博士の場合も、固定資産への投資を含む一切の財務要素と現金及びこれに類するものとの中間物 (Something of a compromise) としており、広狭両義の資金概念の妥協的概念としている所に、資金会計論の不明確性が生ずるようである。棚卸資産を資金概念に入れるか否かについても学者間に賛否両論相譲らざる状況で、また、細かくいえば、博士が流動資産と流動負債とを現金拡張概念に入れていることも、その妥当性につき議論の余地があるであろう。しかし博士の資金会計論は、キャッシュフロー論者の減価償却費込み損益計算に対する批判は減価償却の経理に関し名剣の鋭利を示している観がある。ただこの反面、疑問に思うのは、偶発的原因に基づく特別償却をする場合には、実際に貨幣によって損失の評価がほぼ完全になし得られるときに、これを損費に計上しないでよいものであるかという点である。このことは急激に生じた機能的原因に基づき、廃棄に到らない程度の償却の場合にもいえるように思われる。廃棄した場合は算入することは図表Ⅰの付記事項(4)の計算結果を示したる図表Ⅱの「廃棄によって取得したる現金またはこれに類するもの」の金額を見てわかるのであるが、廃棄しない場合の前記の如き償却については、博士の資金概念からして

一応は計上しないで筋が通ることになると思うが、その妥当性について疑念なしとしない。また、減価償却は被償却資産を再取得する所に資本化の真の意義が認められるとして、再取得の目的のために実際に支出があったときにのみ当期費用算入を認める建前そのものが、減価償却の本質に照らして批判の対象となるであろう。確かに資本化の立場からいえば、このような博士の方法が合理的と思われ、現金流入主義の立場からの損益計算を行なうときには正当と思われるが、こういう方法で行なわれる資金会計の妥当性に問題があると考えられる。このことは減価償却を資本の維持と無理に結びつけようとする理論に難点が胚胎しているとも考え得られる気がする。減価が現実にかかる場合に、これをただ一般管理費として、適当なる償却法によって処理という考え方で行くことに、格別の欠陥が生ずるものとは考えられないのである。

(五) む す び

会計が、取引の記録の真実性を何にも増して重視し必要とすることは、会計の持つ本源的な性格というべきである。ペイトン博士が思念するように、会計は経済現象を反映すべきものであるとすれば、確かに博士のいうように、減価を会計記録に記帳すべきものならば、増価もこれに準ずべきものとするのが自然の理であろう。増価記帳に対する反対論は保守主義会計思想を主力とするものであるが、こういう反対思想は所詮安全主義、伝統主義等を基幹とする会計政策的要素に出づるか、またはこれを多分に帯びているものである。その意味で、これらの思想は尊重されるべきであるが、前期の会計の本源的な性格に基づき、且つ客観的正確性にも関係する記録の真実性を第一義的に考えるべき、いわば、会計の正統的当為性に立つときに増価の記帳は為すべきものと考えられる。この意味において博士の増価論は正しいと考える。

ただ、損益の計算論においては、方法の選択に際していずれが真実を表示することになるかに関して問題が生ずるのは、あたかも数学の問題の解法に

関して生ずるそれにも喩えることができようほどに当然のことである。勘定、計算の実際の方法に関していずれを真実とするかの判定の問題である。特に利益の算出に際し控除すべき項目に関して議論の岐れる場合が多い。また、この場合に負債性の認識の問題もある。負債は、本来的には、収益の控除項目的性格を持つものであると考えられているが、資本化に関する問題として、例えば優先株を負債として扱うかどうかに関しては見方は必ずしも一つではない。

資金会計論は、結局一つの合理的な損益計算論としてこれを認識することができる。博士は、現金及びこれに類するもの (Cash and its equivalents)こそ最も重要な事業資産であるから財務の中心とみなさるべきであると述べているが、かくの如き考え方に基づいて、資金の流出入に基づいた損益計算論を展開したものだと考えることができる。